

評価項目		仕様書 番号	評価基準	評価方法			配点 (加点対象のみ)
				評価区分	評価方法	評価	
1. 本業務への理解							
(1)	本調達の背景、目的に係る理解	全体	<ul style="list-style-type: none"> ・調達仕様書を参照し、本調達の背景・目的及び対象とする業務・システムに関する理解が十分であることが示されているか。 ・本システムの整備により、現行の業務システムが抱える課題及び改善要望に対応し、システム運用・保守費用の削減、将来発生するシステム改修作業等に対して低コストかつ短期間で対応できることが示されているか。 	加点（一般）	提案の絶対評価	A	20
						B	15
						C	10
						D	5
						E	0
(2)	基本方針	全体	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を実施するにあたっての基本方針が具体的に示されているか。また、当該基本方針の採用理由が示されているか。 なお、基本方針には以下を含めて示すこと。 ①本システムの開発方式 <ul style="list-style-type: none"> ・スクラッチ開発（要件に合わせて業務機能を新規に開発）か業務パッケージソフトウェアベース開発か。 ・パッケージベースの場合は要件定義書の「別添2_機能要件一覧」に示すシステム機能一覧へのパッケージの機能適合度（約50%など）。 ②本システムの開発方法 <ul style="list-style-type: none"> ・本システムの開発を行うために採用する開発方法（ウォーターフォール、アジャイルなど）。 ③本システムに適用する技術やツールなど <ul style="list-style-type: none"> ・本システムの開発にあたり、特にアピールしたい適用技術（本システムの各機能における操作性向上や柔軟性及び拡張性確保のために採用する技術やツール等）。 	必須（加点）	該当する内容が記載されていないと判断される場合には失格／提案の絶対評価	A	10
						B	0
(3)	全体スケジュール	1(6)	<ul style="list-style-type: none"> ・調達仕様書に示すスケジュールを踏まえて、具体化された全体スケジュールが示されているか。 ・全体スケジュールは、関連する調達の調達スケジュール及び導入スケジュールと整合性が取れた内容となっているか。 	必須	該当する内容が記載されていないと判断される場合には失格	-	-
(4)	詳細作業スケジュール	1(6)	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の受託者が提案する全体スケジュールに基づき、各工程における作業内容、作業開始予定日・終了予定日、作業の前後関係、成果物等がWBSにより詳細に示されているか。（提案書の別紙とすることも可とする） ・特に、本業務開始後3か月程度は、WBSのレベルが最小単位に詳細化されている等、本業務の開始に向けた具体的なスケジュールの想定が示されているか。 ・各作業内容の作業期間が適切に確保されているか（クリティカルパス含む）。 ・本市による作業期間や調整期間を考慮したスケジュールとなっているか。 ・作業実施体制との整合性が確保されているか（想定作業工数・作業人員数と作業期間の妥当性が示されている）。 	加点（一般）	提案の絶対評価	A	20
						B	15
						C	10
						D	5
						E	0
2. 作業の実施内容							
(1)	プロジェクト計画・設計・開発等に係る作業内容	3(1)アイ	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト計画・管理等の作業内容について、調達仕様書の作業要件を踏まえて、作業方法が具体的に示されているか。 ・調達仕様書に示された設計・開発における各工程の作業要件を踏まえて、各工程の作業内容及び作業方法が具体的に示されているか。 ・作業内容について、本市、本業務の受託者、関連事業者等との役割分担及び責任範囲等が明確に示されているか。 ・効率的かつ効果的に作業を遂行する上での工夫点等で、本市にとって有益となる内容が具体的に示されているか。 	加点（重要）	提案の絶対評価	A	40
						B	30
						C	20
						D	10
						E	0
(2)	次期上下水道料金システムとの連携に係る調整支援に係る作業内容	3(1)ウ	<ul style="list-style-type: none"> ・次期上下水道料金システムとの連携に係る調整支援の作業内容について、調達仕様書の作業要件を踏まえて、作業方法が具体的に示されているか。 ・作業内容について、本市、本業務の受託者、関連事業者等との役割分担及び責任範囲等が明確に示されているか。 ・効率的かつ効果的に作業を遂行する上での工夫点等で、本市にとって有益となる内容が具体的に示されているか。 	加点（一般）	提案の絶対評価	A	20
						B	15
						C	10
						D	5
						E	0
(3)	受入テスト支援に係る作業内容	3(1)エ	<ul style="list-style-type: none"> ・受入テスト支援の作業内容について、調達仕様書の作業要件を踏まえて、作業方法が具体的に示されているか。 ・作業内容について、本市、本業務の受託者、関連事業者等との役割分担及び責任範囲等が明確に示されているか。 ・効率的かつ効果的に作業を遂行する上での工夫点等で、本市にとって有益となる内容が具体的に示されているか。 	必須（加点）	該当する内容が記載されていないと判断される場合には失格／提案の絶対評価	A	10
						B	0

評価項目		仕様書 番号	評価基準	評価方法			配点 (加点対象のみ)
				評価区分	評価方法	評価	
(4)	引継ぎに係る作業内容	3(1)カ	<p>・引継ぎの作業内容について、調達仕様書の作業要件を踏まえて、作業方法が具体的に示されているか。</p> <p>なお、特に以下の観点の評価することとする。</p> <p>①次期上下水道料金システムとの連携や2次開発（水道メーター取替サブシステム）の設計・業務において、必要な連携・調整等を行う主体的な協力の姿勢</p> <p>②別途調達を行うサーバ更改にあわせて、本システムを現行サーバから新サーバへ置換する作業が発生することを踏まえて、考えうるリスクとその回避・軽減のための有効かつ具体的な提案</p>	加点（一般）	提案の絶対評価	A	20
						B	15
						C	10
						D	5
						E	0
(5)	開発基盤、その他の提供	3(1)キ、ク	<p>・受託者の提案するシステム方式に基づき、開発基盤等、回線サービス等、その他必要な物品、役務、サービス等をの提供について、調達仕様書に示された要件を踏まえて、製品名、数量及び保守条件等が一覧として示されているか。（一覧は提案書の別紙とすることも可とする）</p>	必須	該当する内容が記載されていないと判断される場合には失格	-	-
3. 納入成果物							
(1)	成果物	3(2)	<p>・調達仕様書に示す成果物について、必要に応じて詳細化又は別途必要と考える成果物が示されているか。</p> <p>・成果物の内容及び納品期日が明示されており、適切な内容となっているか。</p>	必須	該当する内容が記載されていないと判断される場合には失格	-	-
4. 満たすべき要件							
(1)	業務要件	4	・本市の業務要件に対する理解が十分であることが示されているか。	必須	該当する内容が記載されていないと判断される場合には失格	-	-
(2)		4	・本市における現状業務・システム等の課題に対して、受託者の提案するシステムの導入により業務効率化が図れる場合、その具体的内容及び効果が定量的、定性的に示されているか。	加点（重要）	提案の絶対評価	A	40
						B	30
						C	20
						D	10
					E	0	
(3)	機能要件	4	・調達仕様書に示された機能要件について、機能要件ごとに本業務の受託者が提案するシステムによる対応可否等が全て明示されているか。	必須	該当する内容が記載されていないと判断される場合には失格	-	-
(4)		4	・調達仕様書に示された機能要件が「必須」のものは、総合評価基準書の「5. 技術評価点の評価方法 (1) 機能要件の採点方法 ア. 機能要件 (必須) の採点方法」の基準に基づき評価する。	必須/ 加点	提案の絶対評価	機能単位 で評価	500
(5)		4	・調達仕様書に示された機能要件の「任意」のものは、総合評価基準書の「5. 技術評価点の評価方法 (1) 機能要件の採点方法 イ. 機能要件 (任意) の採点方法」の基準に基づき評価する。	加点	提案の絶対評価	機能単位 で評価	100
(6)		4	・要件定義書の別添2「機能要件一覧」のうち、本業務で要件定義（補充）まで実施し、設計・開発業務は別調達で行うことを予定している「水道メーター取替サブシステム」の機能要件全般について、将来的な実現方法が示されているか。	必須（加点）	該当する内容が記載されていないと判断される場合には失格／提案の絶対評価	A	10
(7)		4	・調達仕様書に示された機能要件以外に、本市にとって有用・有益と想定される機能提供に関する追加提案があるか。	加点（重要）	提案の絶対評価	B	0
					C	20	
					D	10	
					E	0	
(8)	システム構成	4	<p>・調達仕様書に示された要件に基づき、本システムの稼働環境について、本番環境及び検証環境を含めたシステム全体構成が図示等により具体的に示されているか。システム全体構成図には、外部システムも含めて記載し、本調達範囲がわかるように記載すること。</p> <p>・仮想環境上の構築に適したシステム、ソフトウェア構成（DBMS等）が提示されているか。</p>	必須	該当する内容が記載されていないと判断される場合には失格	-	-

評価項目	仕様書 番号	評価基準	評価方法			配点 (加点対象のみ)	
			評価区分	評価方法	評価		
非機能要件	(9)	4	・要件定義書の「4.4 性能に関する事項 (1)オンライン処理性能」に示す性能要件を実現できるシステムである根拠を明確に記載されているか。	加点 (一般)	提案の絶対評価	A	20
						B	15
						C	10
						D	5
						E	0
	(10)	4	・要件定義書の「4.5 信頼性に関する事項」に示す要件を実現できるシステムである根拠を明確に記載されているか。	加点 (一般)	提案の絶対評価	A	20
						B	15
						C	10
						D	5
						E	0
	(11)	4	・要件定義書の「4.6 拡張性に関する事項」に示す要件を実現できるシステムである根拠を明確に記載されているか。	加点 (一般)	提案の絶対評価	A	20
						B	15
						C	10
						D	5
						E	0
(12)	4	・要件定義書の「4.9 継続性に関する事項」に示す要件を実現できるシステムである根拠を明確に記載されているか。	加点 (一般)	提案の絶対評価	A	20	
					B	15	
					C	10	
					D	5	
					E	0	
(13)	4	・要件定義書の「4.11.情報システム稼働環境に関する事項」に記載の要件を充たすことが具体的に示されているか。 特に下記の点を記載すること。 ①ハードウェア要件 ・提案者が想定する本システムの本番環境及び検証環境のハードウェア構成 (サーバ等) を具体的に記載すること。 ・サーバのスペック (サーバ (物理・仮想) ごとのCPU数・メモリ量・ディスク量など) について、そのスペックとする根拠を具体的に記載すること。 ②ソフトウェア構成 ・提案者が想定する本システムの本番環境及び検証環境のソフトウェア構成 (データベース等のミドルウェア、業務パッケージソフトウェア等) を具体的に記載すること。	必須 (加点)	該当する内容が記載されていないと判断される場合には失格/ 提案の絶対評価	A	10	
					B	0	
(14)	4	・要件定義書の「4.13.移行に関する事項」に記載の要件を充たして移行を行うことが具体的に示されているか。 特に下記の点を記載すること。 ①データ移行の実施手順・方法・スケジュール (現行システムからデータ提供が必要な時期・回数含む) について具体的に記載すること。 ②システム移行の実施手順・方法・スケジュールについて具体的に記載すること。	加点 (重要)	提案の絶対評価	A	40	
					B	30	
					C	20	
					D	10	
					E	0	
(15)	4	・要件定義書の「4.15.教育に関する事項」に記載の要件を充たして研修等を行うことが具体的に示されているか。利用者の習熟度を高めるための教育・研修の実施手順・方法・スケジュールについて具体的に記載すること。	加点 (一般)	提案の絶対評価	A	20	
					B	15	
					C	10	
					D	5	
					E	0	
5. 作業の実施体制・方法							
(1)	作業の実施体制	5(1)	本業務の受託者の実施体制図が記載され、担当者が確定している要員全員の氏名が明記されており、調達仕様書に記載された実施体制に係る要件を全て充足しているか。 ・各要員について、本業務への配属期間、本業務以外の業務との兼任の有無、兼任の場合は、本業務への関与割合が示されているか。 ・本業務の一部を調達仕様書の「9.再委託」の要件を踏まえた上で第三者に再委託する場合、再委託先の事業者名、再委託する業務の範囲が明示されているか。	必須	該当する内容が記載されていないと判断される場合には失格	-	-
(2)	作業要員に求める資格等の要件	5(2)	・調達仕様書の「5(2) 作業要員に求める資格等の要件」に示した資格要件について、適合証明書で提出する資格認定証等の写しで要件を満たしていることが示されているか。 ・調達仕様書の「5(2) 作業要員に求める資格等の要件」に示した経験・実績の要件について、適合証明書で提出する過去の実務経歴等から満たしていることが示されているか。	必須	該当する内容が記載されていないと判断される場合には失格	-	-
(3)		5(2)	・過去の実務経歴等から、本業務に適した経験を有する要員が選定され、役割や体制が具体的であり、人数や他業務との兼任状況についても、本業務に必要な体制であることが示されているか。	加点 (一般)	提案の絶対評価	A	20
						B	15
						C	10
						D	5
						E	0

評価項目		仕様書 番号	評価基準	評価方法			配点 (加点対象のみ)
				評価区分	評価方法	評価	
(4)	統括責任者	5(2)イ	・本市と同等規模以上の地方公共団体において、本システムと同等規模以上のシステムのシステム構築（設計・開発）の統括責任者としての経験を複数有しているか。 ・上記において、過去5年以内（平成27年4月から令和2年3月までの間）でシステム構築が完了した経験を有しているか。 ・水道事業（特に料金関係業務）に関する業務経験を有しているか。 ・その他、本業務の統括責任者を担当するに当たって、有益と判断できるスキル・経験・資格を有しているか。（有益と考える理由が説明されていて、その説明が妥当であることが判断できることを前提とする。） ・有益と判断できる資格を保有している場合は、該当する資格認定証等の写しを提出されているか。（写しは提案書の別紙とすることも可とする）	加点（一般）	提案の絶対評価	A	20
						B	15
						C	10
						D	5
						E	0
(5)	実施責任者	5(2)イ	・本市と同等規模以上の地方公共団体において、本システムと同等規模以上のシステムのシステム構築（設計・開発）の実施責任者としての経験を複数有しているか。 ・上記において、過去5年以内（平成27年4月から令和2年3月までの間）でシステム構築が完了した経験を有しているか。 ・その他、本業務の実施責任者を担当するに当たって、有益と判断できるスキル・経験・資格を有しているか。（有益と考える理由が説明されていて、その説明が妥当であることが判断できることを前提とする。） ・有益と判断できる資格を保有している場合は、該当する資格認定証等の写しを提出されているか。（写しは提案書の別紙とすることも可とする）	加点（重要）	提案の絶対評価	A	40
						B	30
						C	20
						D	10
						E	0
(6)	チームリーダー及び担当者	5(2)ウ	・本市と同等規模以上の地方公共団体におけるシステムの構築（設計・開発）経験を有しているか。 ・水道事業（特に料金関係業務）に関する業務経験を有しているか。 ・チームリーダー及び担当者のうち少なくとも1名について、調達仕様書に記載された資格以外に、本業務において有用となる資格（以下に例示）を有しているか。 -PMIが認定するPMPの資格 -情報処理の促進に関する法律に基づき実施される情報処理技術者試験のうち高度試験（プロジェクトマネージャ、システムアーキテクト、ネットワークスペシャリスト等）の合格者 ・その他、本業務を担当するに当たって、有益と判断できるスキル・経験・資格を有しているか。（有益と考える理由が説明されていて、その説明が妥当であることが判断できることを前提とする。） ・有益と判断できる資格を保有している場合は、該当する資格認定証等の写しを提出されているか。（写しは提案書の別紙とすることも可とする）	加点（重要）	提案の絶対評価	A	40
						B	30
						C	20
						D	10
						E	0
(7)	プロジェクトマネジメントオフィス（PMO）	5(2)エ	・本市と同等規模以上の地方公共団体において、本システムと同等規模以上のシステムのシステム構築に係るプロジェクトマネジメントオフィス業務の経験を有しているか。 ・水道事業（特に料金関係業務）に関する業務経験を有しているか。 ・その他、本業務のPMOを担当するに当たって、有益と判断できるスキル・経験・資格を有しているか。（有益と考える理由が説明されていて、その説明が妥当であることが判断できることを前提とする。） ・有益と判断できる資格を保有している場合は、該当する資格認定証等の写しを提出されているか。（写しは提案書の別紙とすることも可とする）	加点（一般）	提案の絶対評価	A	20
						B	15
						C	10
						D	5
						E	0
6. プロジェクト管理							
(1)	作業管理（プロジェクト管理方法）	5(4)	調達仕様書に示された要件に従い、以下に示すプロジェクト管理に係る管理方法が具体的に示されているか。 -進捗管理 -コミュニケーション管理 -品質管理 -リスク管理 -課題管理 -変更管理 -セキュリティ管理	必須	該当する内容が記載されていないと判断される場合には失格	-	-
						(2)	5(4)
B	30						
C	20						
D	10						
E	0						
(3)	組織的対応能力	5	・本調達の円滑な推進のため、提案者が組織として有する資格や業務実績、組織として実施する有効な手法や取り組み等が提案されているか。	加点（一般）	提案の絶対評価	A	20
						B	15
						C	10
						D	5
						E	0

評価項目	仕様書 番号	評価基準	評価方法			配点 (加点対象のみ)
			評価区分	評価方法	評価	
7. 企業実績等						
(1) 入札参加資格	8(1)ア	<ul style="list-style-type: none"> 調達仕様書の「8(1)ア. 公的な資格や認証等の取得」に示した公的な資格や認証等について、適合証明書で提出する認定証等の写しで要件を満たしていることが示されているか。 調達仕様書の「8(1) 入札参加要件」に示した受注実績について、適合証明書で提出する受注実績の証明（契約書の写し等）から満たしていることが示されているか。 	必須	該当する内容が記載されていないと判断される場合には失格	-	-
(2) 事業者の実績	全体	<ul style="list-style-type: none"> 本市と同等規模以上の地方公共団体の本システムと同等規模以上のシステムのシステム構築（設計・開発）の受託実績を多数有しているか。 上記において、過去5年以内（平成27年4月から令和2年3月までの間）でシステム構築が完了した経験を有しているか。 	加点（一般）	提案の絶対評価	A	20
					B	15
					C	10
					D	5
					E	0
8. その他						
(1) 成果物の取扱い	7.(1)	<ul style="list-style-type: none"> 調達仕様書に示す要件に基づき、知的財産権が適切に当市に帰属等することが示されているか。 調達仕様書に示す要件に基づき、適切に検収を受ける旨示されているか。 	必須	該当する内容が記載されていないと判断される場合には失格	-	-
(2) 参考見積	-	<ul style="list-style-type: none"> システム構築後に必要となるシステム運用・保守費用、ソフトウェアのライセンス及び保守費用、その他必要となる費用について、参考見積及び積算内訳書が示されているか。（参考とする期間は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間とする） 各費用の合計（基準価格）は、¥14,253千円（税込）とする。 	加点	評価点 = 当項目の得点配分（80点）×（1 - 参考見積価格 / 基準価格）	見積額で評価	80
(3) プレゼンテーション	-	<ul style="list-style-type: none"> プレゼンテーション内容について、提案内容が簡潔かつ具体的に説明されているか。また、説明内容が分かりやすいか。 本業務に対する取り組み意欲が高く、熱意が感じられるか。プレゼンテーションに説得力があるか。 本市からの質問に対して、曖昧な回答ではなく、端的に明確な回答がされているか。 本市からの質問に対して、自社の提案内容を正しく理解していることが判断できる回答がされているか。 本市からの質問に対して、本市の要求事項を正しく理解していることが判断できる回答がされているか。 	加点（一般）	提案の絶対評価	A	20
					B	15
					C	10
					D	5
					E	0
(4) 追加提案	-	<ul style="list-style-type: none"> 調達仕様書に定める内容以外の事項について、本調達の確実な履行や利用者の利便性等に寄与する具体的かつ効果的な提案がなされているか。 	加点（一般）	提案の絶対評価	A	20
					B	15
					C	10
					D	5
					E	0
合計点						1320